今後の新興感染症に備えた「県の医療提供体制の確保」について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大時には、病床の確保の困難性をはじめとして、医療人材の確保、医療物資の不足など様々な課題が指摘されたことから、令和4年12月に成立した 感染症法の改正において、「平時にあらかじめ都道府県と医療機関がその機能・役割に応じた協定を締結し、新興感染症発生・まん延時にはその協定に基づいて医療を提供」する仕組み などが法定化されました。

このことを受け、県は、新興感染症の発生時等に県の要請に基づき、医療機関等が必要な措置を迅速かつ適確に講ずることで医療提供体制を確保することを目的とした「医療措置協定」について、令和6(2024)年3月末までに県内医療機関等との締結を目指し、手続きを進めています。

【県と医療機関等との間で締結する医療措置協定の内容】

| 項目 | 提供する医療機能等の概要 |
|--|--|
| ①入院病床 【第一種協定指定医療機関】 | 新興感染症患者の入院対応(酸素投与及び呼吸モニタリング等も含めた医療提供・検査対応など) 最新の知見に基づき、適切な感染防止対策を実施 医療従事者への訓練・研修等を通じた人材確保 受入病床数が一定規模以上であり、県知事の要請後速やかに即応病床化できるなどの基準を満たした場合、「流行初期医療確保措置」の対象となる協定を締結 |
| ②発熱外来 【第二種協定指定医療機関】 | ●発熱等患者の診療・検査など (その他患者との時間的・空間的な分離) ●最新の知見に基づき、適切な感染防止対策を実施 ●対応時間等についてあらかじめ住民・関係医療機関等に周知 ●一定規模以上の発熱患者を診察でき、県知事の要請後速やかに発熱外来を開始できるなどの基準を満たした場合、「流行初期医療確保措置」の対象となる協定を締結 |
| ③自宅・宿泊療養者、高齢者施設での 療養者等への医療提供 【第二種協定指定医療機関】 | ●病院・診療所は、オンライン診療、電話診療、往診等の医療提供 ●薬局は、調剤、医薬品等の交付、服薬指導等の医薬品等対応 ●訪問看護事業所は、訪問看護等の実施 ●最新の知見に基づき、適切な感染防止対策を実施 ●高齢者施設等に対する医療支援体制 |
| ④後方支援 | ●感染症からの回復後に入院が必要な患者の転院受け入れ |
| ⑤人材派遣 | ●その他医療機関等への医療人材の派遣 |
| ⑥個人防護具 | ●個人防護具の備蓄を十分に行う |

※第8次医療計画等に関する検討会・意見とりまとめ (新興感染症発生・まん延時における医療) 資料から一部抜粋

【県が医療措置協定に基づき確保する医療提供体制の目標値】

| 1.ボル | | | | |
|-------|------------------|-------------------------|---|--|
| 協定の内容 | | 協定に基づき医療等を提供する医療機関等の目標値 | | |
| | | 【流行初期】 発生公表後3か月まで | 【流行初期以降】 発生公表後6か月まで | |
| | | 神奈川県 | 神奈川県 | |
| 1 | 入院病床 | 980床 | 2, 200床 | |
| 2 | 発熱外来 | 350機関 | 2, 200機関 | |
| 3 | 自宅療養者等への 医療提供 | | 病院・診療所 900機関 薬局 1,500機関 訪問看護事業所 200機関 | |
| 4 | 後方支援 | 69機関 | 69機関 | |
| ⑤ | 人材派遣 | | 感染症医療担当従事者 900人 感染予防等業務関係者 300人 | |
| 6 | 個人防護具 | 使用量2か月分以上の | PPE を備蓄している医療機関 8割以上 | |
| | | | | |

※神奈川県感染症予防計画素案(令和6年4月1日施行)から抜粋